

平成 30 年第 9 回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	平成 30 年 8 月 27 日 (月)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 大会議室		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 30 年 8 月 27 日 (月) 午前 9 時 33 分	
	閉 会	平成 30 年 8 月 27 日 (月) 午前 11 時 45 分	
出 席 ・ 欠 席 委 員	出席委員	二見吉康・清胤祐子・河野義文・池野博文・河本千絵	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	生涯学習課長	上田 隆	
	学校教育課長	長尾航治	
	主幹	萩原英子	
	主幹	林健太郎	
	課長補佐	児玉裕子	
会議に付した事件及び採決結果	議案第 15 号	安芸太田町入学児童・生徒学用品費支給要綱の制定について	原案可決
	議案第 16 号	安芸太田町就学援助費支給要綱の一部改正について	原案可決
	議案第 17 号	平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について	原案可決
	議案第 18 号	平成 31 年度使用中学校教科用図書の採択について	原案可決
	議案第 19 号	著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択について	原案可決
報告協議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 9 月の予定について 2 メキシコオリンピックチーム事前合宿の中止について 3 全国学力・学習状況調査の結果について 4 学校の施設整備について 5 町可処分指針の改正について 6 教科書採択請願書について 7 安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会(第 6 回)報告 8 平成 30 年 9 月定例議会での補正予算について 9 その他 		

【 議 事 録 】

日程第 1、開会

(午前 9 時 33 分開会)

教育長)

皆さんおはようございます。8月も終わりに近づきましたが非常に暑い毎日でございます。先般は台風が2つ並んでくるということで、本町を含め、災害のあった県内の各地域においても次の災害について大変心配いたしましたが大禍なく通り過ぎて行ったということでほっとしているところでございます。

今日は若干長時間となると思いますが、慎重な協議をよろしくお願いいたします。

本日の協議はお手元にお示ししているとおりです。今日の議事や報告協議の中で公開になじまないものがあれば最後に回して審議したいと思っておりますけれども、いかがいたしましょうか。

清胤委員)

議案第 17 号の平成 31 年度使用小学校教科用図書の採択について、議案第 18 号の平成 31 年度使用中学校教科用図書の採択について、そして議案第 19 号の著作教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の採択についてですが、教科書採択は採択権者が自らの権限と責任において適正かつ公正に行われる必要があります。開かれた採択が求められてはいますが、円滑な採択を進めるためには静ひつな採択環境が必要であると考えます。したがって、審議は非公開が適当ではないかと思っております。しかし、審議内容の会議録の公開については、文部科学省や県教育委員会の指導もありますとおり、速やかに行われるべきと考えられます。

教育長)

はい。他にご意見はございませんか。

池野委員)

報告協議の平成 30 年 9 月定例議会での補正予算についてですが、正案となる前の内部検討の報告で協議するものでありますから、非公開が適当ではないかと思っております。

教育長)

他にご意見ございませんか。

それでは、まず清胤委員の発議について採決をいたします。議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号の教科用図書採択に関する議案についてを公開しないということに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがって、議案第 17 号、議案第 18 号、議案第 19 号については公開しないで審議することとします。なお、会議録の公開につきましては、事務局で作成後、速やかに公開するようお願いいたします。

次に池野委員の発議について採決をいたします。

報告協議 8 の平成 30 年 9 月定例議会での補正予算については、公開しないで審議することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成と認めます。したがって、報告協議 8 は公開しないで審議することといたします。

日程第 2、教育長報告

教育長)

(以下の項目について報告。)

1 7 ~ 8 月の学校等の状況

山県郡中学校総合体育大会 (7 月 28 日・29 日) 郡内 芸北地区大会 (8 月 4 日) 野球
全国高校ライフル射撃選手権大会 (8 月 1 ~ 4 日) つつがライフル射撃場
安芸太田町科学アカデミー (8 月 2 日) 川森文化交流 C
山県郡学校マネジメント研修会 (8 月 3 日) 川森文化交流 C
東大 CoREF 拡大研究推進員等研修会 (8 月 4・5 日) 東京大学
新規 A L T 着任 (8 月 8 日) = Ms. ソフィー テイラー (英国)
臨時町議会 (8 月 10 日)
NHK 中学生合唱コンクール出場 (8 月 10 日) 呉市 = 加計中 : 奨励賞
町内小中学校閉庁日 (8 月 13 日 ~ 15 日) 各学校
中学 2 年生キャリアスタート・ウィーク (8 月 20 日 ~ 24 日) 町内事業所
中国五県町村教育長会研究大会 (8 月 22 日・24 日) 岡山県吉備中央町
【予定】加計小学校学校運営協議会 (8 月 30 日)
【予定】9 月定例議会開会 (9 月 3 日)

2 二学期始業に向けての学校環境の再点検を (始業式 : 8 月 27 日)

- (1) 児童生徒の健康・安全について
- (2) 基本的な生活習慣の確立について
- (3) 特に、中学 3 年生の学力向上の取り組みについて
- (4) 家庭学習の習慣化と宿題について

3 いじめの問題への取組の徹底について (基本的な認識として)

- ・いじめはどの学校にも起こりうる。
- ・いじめが継続している可能性がある。
- ・学校が把握できていない隠れたいじめがありうる。(SNS 等を悪用して)

4 服務規律の徹底について

- ・交通事故の未然防止
- ・教職員による不祥事の未然防止

教育長)

私からは以上でございます。何かご質問等ございますか。

河野委員)

2学期の開始について、私ちょっと気になったことがあったんですが、加計中学校のランチルーム棟の屋根の改修は、今足場が組んでありますけど、話しを聞くとつい最近工事が始まったみたいですが、なんで夏休みにやって完成できなかったか、工夫がいったんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

学校教育課長)

後ほどの報告協議の4、学校の施設整備についてで詳しく説明させていただきます。

教育長)

よろしいですか。ほかにはありませんか。

日程第3、議事

教育長)

議案第15号安芸太田町入学児童・生徒学用品費支給要綱の制定についてと議案第16号安芸太田町就学援助費支給要綱の一部改正についてを一括して説明してください。

児玉課長補佐)

(就学援助に関しての新入学者への前倒し支給を行うこと等について説明する。)

教育長)

あわせて説明がありました。これについて質疑に入りたいと思います。ご質問ありませんか。

河本委員)

あまりないと思うんですが、急な転校とか町外に出るとか、そういった場合は他市町との連携とかをされるんでしょうか。

児玉課長補佐)

もしそういったことがあれば、返還をいただいて、転出先で改めて申請していただいて、支給を受けていただくこととなります。

教育長)

スケジュール的にはどうなりますか。支給の時期的なものとかは。

児玉課長補佐)

秋ぐらいから対象者に周知して、実際の支給は2月ぐらいのところを想定しています。

教育長)

ほかにはありませんか。

清胤委員)

ということは、入学通知の返事をいただいたら早急ということですね。それがいいですね。よろしくをお願いします。

教育長)

他の市町の状況は。

学校教育課長)

担当で調査をしてくれています。傍聴の方もいらっしゃいますので少し詳しく説明します。

この就学援助に関しましては、対象に要保護世帯と準要保護世帯というのがあります。現状、本町では準要保護の対象者のみです。

なぜ、新入学の支給前倒しを始めることとなったのかと申しますと、要保護にあたる支給については国による補助が行われるのですが、これについては平成30年度入学分からすでに前倒しになっています。ということで準要保護についても国の制度、主旨に準じて行いましょうということで各自治体が進めてきています。この準要保護の支給に関しましても、国からの交付税措置があり、それを財源にもしております。こうしたことから、前倒しすることが正解であろうということで、広島県の市町の約半数は昨年度末に前倒し支給をされています。

教育長)

分かりました。他にございませんか。

それでは質疑を終了します。議案第15号と第16号を一括して審査したいと思います。

議案第15号安芸太田町入学児童・生徒学用品費支給要綱の制定について及び議案第16号安芸太田町就学援助費支給要綱の一部改正について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第15号、16号は原案のとおり可決いたしました。

日程第4、報告・協議

教育長)

1「9月の行事予定について」生涯学習課から説明をお願いします。

生涯学習課長)

(宝くじ文化講演の開催、メキシコ五輪チーム事前合宿中止について説明をする。)

教育長)

9月行事等について報告がございました。ご質問等ありませんか。

河野委員)

メキシコチームの事前合宿については、町あげて取り組み、楽しみにしていたところなんです。以前からも話しがあつたとおり新聞でも報道がされました。結局、ライフルについてだけなのか、メキシコチーム自体の合宿が全部なくなったのかどうか、そのあたりのことはどうでしょうか。

生涯学習課長)

メキシコの様々な競技チームの合宿を広島県で受けているのですが、完全になくなったのが呉市の男子バレーボール、今回の本町のライフルの2種目です。他については規模の縮小とい

うこともあったようです。

教育長)

他にありませんか。

河野委員)

宝くじ文化講演についてですが、以前はチケットの購入に朝から並んで、すぐに完売していたこともあります。今回はチケットも売れ残っているということで、何か考えないといけないのではないかという思いを感じております。

生涯学習課)

現在9割近くはすでに売れていますが、今ご指摘のあったことについては、今後検討させていただきます。

教育長)

よろしいですか。それでは報告協議3の全国学力・学習状況調査の結果についてお願いします。

萩原主幹)

(全国学力・学習状況調査の結果、分析等について報告する。)

教育長)

たくさん資料での説明でしたが、何かご質問等ありませんか。

清胤委員)

先日秋田県の先生とお話しする機会がありまして、秋田県ではこういった調査はいつも上位ですけれども、高校進学以後社会生活において問題行動等が多いというようなことを聞きました。学力は小中学校でついていても、社会生活にそれが健全な形で生かされていないのではないかとこのことを聞かせていただいて、先ほどの説明も聞かせていただいて私がうれしかったことは、例えば無回答率が少ない、一生懸命取り組んでいこうという意欲ですよね。それから小学生が毎日朝食を食べている、これは家庭にもご協力をいただいている証ですね。それから、一番最後のところで中学生の将来の夢や希望ですね、地域の人とのかかわり合いがやはり90%以上、生徒間で自分の考えを深めたり広げたりすることができるといった行動が90%以上、こういうところを踏まえてみると今身に付けていく学力が将来に向けて役立っていくのではないかとこの「将来性」を感じます。ですから、単に他県等との比較だけではなく、地元でしっかり勉強が身について、将来に向かって花開くというか、調査の結果を説明いただいて感じました。

教育長)

他に何かありますか。

池野委員)

2点ほど。心配なのは中学校の英語ですよね。これについては課題があるかなと思います。それから、国語の活用力の問題がありました。これに絡んで読書時間、課題があると思いますがどうでしょうか。

萩原主幹)

今回は英語の調査は無かったですけれども、全国学テについては今後英語も入ってくるとい状況の中で、昨年度までの基礎・基本状況調査においては、英語の力が基本的な部分と話したり聞いたりという部分に差がありまして、どちらかというと話したり聞いたりということが本町の子どもは得意というところの結果が見られています。本町はALTが授業の中でほぼ毎時間ついていきますし、1日学校にいるということもあって、やり取りをする中で身につけているということも考えられます。一方で基礎的な部分、単語を身に付けるとか文語的に表現するところとか、鍛え方が若干足りないという部分も見えてきています。各学校で課題も把握できておりますので、力をつけていく部分の取り組みをしていきます。

読書のことについては、昨年度も同じような傾向がありますけれども、やはり子どもたちの読書時間は減っています。学校でも朝読の時間として10数年前から取り組んで、学校では読むんだけど、家庭での読書時間に結びついてないということがありますので、学校の指導ということもありますが、小さなころからの読書習慣が大事ですから、幼児教育ということも含めて進めていく必要があるかと思えます。

教育長)

よろしいでしょうか。他に。

河野委員)

「新聞を読んでいますか」という質問がありますが、学校によっては積極的に取り組んでいるというところもあるとは聞いているんですが、最近、家庭では新聞を取らず、インターネット等ということもありますので。できれば、家庭・学校含めて新聞を読むことを何かの機会でも奨励してはどうかと思えます。

教育長)

今、学校での公費での新聞、どうなっていますか。

児玉課長補佐)

各校1部は購読できるようにはしています。

河野委員)

以前、戸河内では中学校で新聞のコンクールに出されたりして、良い成績だったこともあるというのを耳にしたことがあるんですが、やはりムードを作らないとみんなでやろうというふうにはならないと思えます。

萩原主幹)

学校の新聞の活用について申し上げますと、以前にもお話ししたかもしれませんが、中国新聞の子ども向けの新聞記事が月に1回程度発刊があって、それは無料で学校で配布されています。授業の中で活用したり、町の中では学校単位で投稿したりといったことが継続的に行われています。おっしゃるとおり、家庭での購読というか、新聞を購入されているところもずいぶん減っているということもありますので、学校の方で教材として提供するといったことも必要なと思います。教育委員会としても中国新聞の記事をインターネットで各学校でとれるような契約をしていますので、教材として使えるようにしていますので、しっかり周知していきます。

教育長)

他にありますか。

清胤委員)

無料配布の件なんですけれども、務めていた高校にもありました。配っても生徒たちは見ないで終わるということも多かったように思います。ですから、例えば道德の時間だとかにそれを教材で使うとかしていただいたら、読む癖がつくということにもつながると思います。よろしくをお願いします。

河本委員)

私も少し反省しています。主人はいつも読んでいるんですが、バタバタしていて、子どもに新聞を読んでいる姿は見せてないですし、自分も読んでいなかったりです。今説明のあった子ども向け新聞とかでも、「こんな面白い記事あったよ」とか話ができたらよかったかなと感じました。以後、取り組んでいこうと思いました。ありがとうございます。

教育長)

はい。よろしいでしょうか。

それでは次に、報告協議4の学校の施設整備について、お願いします。

学校教育課長)

(ICT 機器環境整備、加計小学校環境整備、加計中学校 PC 棟屋根改修について説明する。)

教育長)

何かご質問ございませんか。

河野委員)

気になったのが、工期とかの日程的なことはあったんだということはと思いますが、できることなら工事は夏休みの期間中に終わらせればよかったと思います。特に9月といえば子どもたちも思いが揺れやすいときですから、できるだけ環境を整えて休業中に学校整備を終えていただくのがよいと思います。

それと小学校では9月に運動会が行われると思うんですが、施設とは違うんですが日程的に9月の初めで、このような猛暑の中で、しかも最近では教室ではクーラーもあってそれで慣れていて、運動会の時だけは炎天下でやるというのも不安が残りますので、心配しているということだけ知っておいてください。日程的には町内全部ですかね。

学校教育課長)

9月9日の日曜日に、加計小学校、上殿小学校、戸河内小学校と幼稚園で実施予定です。日程については以前から管理職とも協議してきましたが、他の地域行事や農事等との調整もあって非常に悩ましいところです。

河野委員)

いらん心配なのかもしれませんが、今年のような猛暑が続きますと考えないといけないこともあるかと思います。一応、思いを伝えておきます。

教育長)

他にありますか。

池野委員)

ICT 機器の整備については、大変すばらしいと思いますが、機器の耐用年数があって将来的に更新していくことが必要になってくると思うんですが、当面はどのくらいもつものなんでしょうか。

学校教育課長)

機器によりけりですが、耐用年数的には8年くらいになると思います。使用自体には10年くらい耐えられるとは思いますが、中身ですね、例えばOSやアプリケーション、こういったものに関しましては、通常2年程度で更新していかなくてはいけないのですが、当初の5年間に関してはアプリケーションのバージョンアップや保守については契約の中でやっていただくことになっていますので、当面の間は心配いらないと考えています。

教育長)

よろしいですか。それでは以上で施設整備については終わります。
次に5の懲戒処分の指針の改正についてをお願いします。

林主幹)

(県教委の懲戒処分の指針の改正の内容について説明する。)

教育長)

質疑等ありませんか。
それでは、報告協議6の教科書採択請願についてをお願いします。

児玉課長補佐)

(3件の請願書について説明する。)

教育長)

請願等について説明、また採択状況についても補足していただきました。何かこの件について質疑、ご意見等ありませんか。

河野委員)

請願については、法的な根拠があるのかないのか。もちろん検討はするけれども回答する義務があるのかないのか。どうでしょう

学校教育課長)

いわゆる法律に基づいた請願法というものに関しましては、請願を出すことに関しては全ての人に認められた権利ということで、受理するということについては行いました。私もいろいろ調べてみたんですけども、過去の判例や実例、最高裁での判決などを見てみると、決して回答しなければならないというものではなくて、要望などは例えば政治的、宗教的、個人的な要望もあつたりしますので、行政側といたしましては文書で回答しなかったからといって罰せられるといったことは今までもなかったようでございます。ただし、私ども事務局といたしましては、今回の3件と他にも要望があわせてあったことを申し上げましたが、この3件につきましては、町内者からの要望でもあり、また町民の付託を受けている2名の町議会議員が紹介議員として名を連ねていらっしゃる。そういったことから、回答できるものは回答するのがいいのではないかな、ということで今回議題としてあげさせていただきました。当然ながら委員の皆さんのご意見を頂戴しながら判断し、回答すべきものではないということであればそのように対応させていただきます。

河野委員)

町当局ではどうされているのか私はわかりませんが、町議会でも結論が出ずに継続審議されているという例も聞いています。それとはちょっと違うと思いますし、目的が公平公正で教育委員としては考えてやっていかないといけないと思っていますので、できるだけ私たちも思いを述べさせていただきたいと思います。

学校教育課長)

ちなみに、要望や請願に関して町長部局ではどう取り扱っているかと申しますと、要望・請願について受付はします。受付をした後は基本的に文書での回答はしておりません。これは内規的なルールだと思うんですけども、私も町長部局に在籍していた際のことなので現状はどうされているかわかりませんが、近年でも自治振興会からの要望とか以外は、以前と同様に文書での回答はしていないものと思います。

河野委員)

先ほど言いましたように、私たちも自分の思いは、この場で述べさせていただきたいと思います。ただ、この教育委員というのは合議制となっているので、私だけでなく委員みんなで協議して教育委員会の結論を出したいというふうに思います。どうでしょうか。

教育長)

他に、どうでしょうか。

それでは、お諮りします。請願の3件については、教育委員の考えをまとめてお伝えすることについて、河野委員からもご意見ございましたけれども、公平公正であること、公表については教育委員会としての考えに基づいて手順を取らせていただくということで、公表は速やかに行うこと、教育委員会議の傍聴については、今日も非公開ということで確認させていただきましたが、そのあたりをご理解いただく形で返事をさせていただくということでまとめさせていただきます。よろしいでしょうか。

ご異議ございませんか。それでは、請願の3件についてはそのように処理をさせていただきます。

それでは、次の報告協議7の安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会第6回の報告について、説明してください。

学校教育課長)

(検討委員会の報告や主な意見、決定の方向性等について報告する。)

教育長)

今の報告について何かご質問等ございますか。

私、先週に中国5県の教育長会に出席しました。5県の町の中で、そう多くは無いんですけども、教育委員会事務局の中に保育所、認定こども園の事務、指導も含めて担当を置き、教育委員会が担当している町もいくつかあるようです。一方で社会教育、生涯学習関係が町長部局に移管しているという町も既にあるという中で、今後、一本化なのか、または現在の本町のような児童育成課と事務局(学校教育課)のような2課であたるのか、検討してきている時期がきていると思います。

いずれにしても、これからまた最終的な答申が出てくるようでございますので、それを待って、町長あるいは町長部局から考えを聞かせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告協議7まで終了させていただきました。公開しての審議、報告は終わらせていただきます。

これから、先ほど公開しないで審議することと決定した議案及び報告協議について審議してまいりますので、傍聴者の方は退席をお願いします。

(報告協議8 平成30年9月定例議会での補正予算について、非公開により審議する。)

教育長)

議案第17号と18号、19号は関連しておりますので一括して提案して審議したいと思いません。

児玉課長補佐)

議案第17号「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」、議案第18号「平成31年度使用中学校教科用図書の採択について」、議案第19号「著作教科書及び学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について」でございます。

議案第17号については、来年度小学校で使用する道徳以外の教科書について、採択をお願いするものです。小学校の教科書については、31年度に翌年度以降に使用する教科書について新たに採択替えを行うことになっておりまして、今回の採択については、平成29年度検定において新たな教科書の申請がなかったため、基本的には現在使っております教科書を含めた平成25年度検定合格図書の中から採択を行うということになり、その中身については、ここにあります別紙様式1にあります。現行の教科書と同じもので、何ら今支障がないということと、今、教科書を変えることによって一年間の使用ですので、現場の混乱が生じるということで、採択地区協議会の方では現行の教科書での採択ということで答申を受けております。

続きまして、中学校用図書の採択につきまして、昨年と同様に特別の教科となりました道徳についてのみの採択ということで、採択地区協議会では「東京書籍」の答申を受けております。

議案第19号については、特別支援学級で使用する教科書の採択で、これは毎年行っております。各学校で選定委員会を開催、そこで作成された理由書を基に教育委員会で採択をする必要があります。学校については、加計小学校、筒賀小学校、上殿小学校、加計中学校の4校から出ております。この採択について、簡単にスケジュールを申し上げておきます。

(採択のスケジュール・協議内容を読み上げ)

教育長)

大変な量でございますけれども、まず議案第17号の来年度使う小学校の教科用図書の採択については、説明があったように現在使っているものを来年度一杯、引き続き同じものを使うということでの提案でございました。これについて、ご意見、質問等ありますか。

特に、それを替えてはどうかというような意見は全く出なかったということですね。

児玉課長補佐)

はい。

教育長)

むしろ替えることによる混乱が心配されるということで、使っている教科書については「支障ない」と。再来年度使う教科書については、あらためて採択のチャンスがございますので、来年度もこれでということでもございました。

それではこれについてお諮りします。議案第17号「平成31年度使用小学校教科用図書の採択について」は、山県教科用図書採択地区協議会の審議結果に基づいて、原案のとおり採択す

ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

教育長)

全員賛成ということで、本件については採択することに決定いたしました。

それでは次に、議案第18号「平成31年度使用中学校教科用図書採択について」ですが、提案は、特別の教科「道徳」は「東京書籍」を採択するというので、山県教科用図書採択地区協議会の審議結果をもとに提案されていますが、これについて何か質問なりご意見ありましたらお願いします。

(休憩 この間、教科書を見てもらう。)

清胤委員)

東京書籍のは、表紙がいいなと思いました。いろいろありますが、学年ごとに広がりがあるように感じられます。大きすぎて持ち運びが大変そうなものもありますね。

教育長)

地区協議会の中で、この東京書籍が採択されたというポイントをいくつか紹介いただいてはどうでしょうか。他の教科書が悪いという意味でなくて、良さ、先生方が選ばれた理由ですね。

河野委員)

東京書籍を選んだ特別な理由はあったんですか。

萩原主幹)

内容的なことを少し説明させていただきます。ご覧いただいているように、8社それぞれ努力で大変きれいな教科書となっております。いろいろな観点から選定します。まず、大きさとか厚さといったところも要素の中に入っています。見ていただくと分量的にはどこもほぼ同じということなんですけれども、多少厚めになっているのは「分冊型」と言いまして、教科書とワークシート的に入っているのがあるかと思えます。2社がそのようになっています。小学校のときより、中学校は分冊型は少なくなったなという印象なんですけど、分冊になりますと、なかなか分冊の扱いが難しいかなと協議会の中ではありました。そういったところも鑑みます。内容的に言いますと、東京書籍の場合は今回の道徳の教科化について言うと、教科ということも出てくるんですが、1時間1時間の評価というものではなくて、ある一定のまとまりの中で子どもたちの価値観の成長を見ようといったものがありますので、ある一定のまとまりごとに少し記録をしてみたり、振り返ったりというふうなことがきちんと位置付けられているということ。読み物教材を道徳から脱出しようというところはありませんので、いわゆる体験的なものであったり、題材の取扱い方がバラエティに富んでいるといったあたりが特記すべきところかなということで、全体的なバランスを考えたときに、東京書籍が良いのではないかとということで選ばれたということです。

教育長)

先ほども表紙一つとっても、子どもが学習意欲を持ちそうなものとか、内容がバラエティだとか、国語のように同じような雰囲気じゃなくていろんな勉強の仕方があると、工夫されているなど。ほかにもあるんですけれども、特色的に東書にはそういうふうなものが目立ったと聞いております。

河野委員)

東書だけがタイトルに「新しい」という言葉を使っているという意味は何かありますか。道徳教育に変わったということ？内容が変わった？

萩原主幹)

道徳の副読本は昔からあって、内容というか今年度から小学校は教科化、中学校は来年度から教科化ということなんですが、学習指導要領が平成 27 年 3 月に道徳については新しい内容に変わっています。内容も項目が少し増えたり見直しをしたりということですが、大きくガラッと扱う中味が、道徳の価値観が変わるというわけではなくて、整理をさせながら、扱い方が読み物から心情を読み取って云々というよりも、いろんな体験や議論をしながら子どもたちが価値を考えていくということに変わったということですので、教科として扱うのは新しいことですし、教科書ができたのもそういったいきさつの流れです。中味が大きく変わったわけではないので、今までずっと大事にされてきた教材とか他の会社のも残っていますので、取り立てて東京書籍が新しいというものでなくて、タイトルは今まで副読本で出していた会社は同じタイトルでずっときているようです。例えば光村図書の「きみが光るとき」は長年ずっと副読本のときからそうですし、「かがやけ未来」もそうです。だいたい今までのものを踏襲してきているという印象でした。

清胤委員)

何回か協議会へ出させていただく中で、小学校の道徳の教科書が「光村」、中学校になってこの「東書」に変わるということで、私はいいんじゃないかと思えます。多くの児童が町内の中学校へ進学するというので、ずっと一緒というよりは、心は動かさないといけない、それは道徳だと思えますが、イメージチェンジみたいな、こちらからこちらへ変わるというね、表紙だけでもずいぶんイメージ違いますし。教育長さんがおっしゃっていたとおり、これ中3の道徳なんですが、まず地域の、全国的なものですが、わがカープの黒田がバーンと道徳の教科書に登場するというので、子どもたちは「カープの黒田」ということで興味を引くんじゃないかと。私も必死で読んでしまいました。それから次にマンガが出てきたり、スマホの画面が出てきたり、いろいろバラエティに富んでいて、国語ではないという感じの作り方がされて、最後の心情円で自分で自分をカウンセリングできるようなものが付いていて、すごく道徳らしいなというふうに思ったんです。あと、副読本がないっていうのもいいなと思って、これがあると先生方がすごく大変だろうなと思うことですね。それがいいからちょっと軽量というのもいいんじゃないかなと。さすが、先生方素晴らしいチョイスされるなと思ったんですが。

教育長)

カープを扱っているのは東書ぐらいですか。ほかにも一つでも二つでも身近なもの地域のものが素材になっているというのは、非常に子どもも取組みの意欲出ますね。

清胤委員)

出ると思えます。

萩原主幹)

郷土に関する素材がどのくらいあるかというのは、調査員会の資料にもありますので、全く他の教科書がなくここだけがというわけじゃないんですけど、今言われたような視点も考慮に入れて選定されています。合わせて小学校と中学校が違うことについても、やはり教科化になって教科書を選定するうえで、私たち現場もどういう形の教科書が有効なのかということ

も、教科書会社が違うということになれば、私たちの研究にも役立つのではないかと、そういう視点も感じております。

教育長)

見るとマンガみたいなのもあるし、写真や郷土のものもあるけれど、1時間1時間の学び方も読み物教材のように展開していくのもあるし、グループ討議もあるし。あるいはそれをもとに体験をすとかね。ほかにもあるけれど、東書はそういう点ではかなり工夫をされていると。

清胤委員)

黒田が引退するとき、裏方で支えたクリーニング屋さんへお礼をされたときのエピソードをテレビで見ましたが、そういう人物でないと教科書に載らないし、子どもたちにすごく影響を残すんじゃないかと思いました。

河本委員)

私もこの教科書は読みたくなる、ひきつけられる感じで、他のは文字があまり頭に入ってなくて、どこを読んでいいかとか、またいつものパターンの道徳というようなイメージだったので、これはすごくそういう意味ではなかったんですけど。実際、教材によって授業というのは、結構先生のそれぞれの裁量、もって行き方で展開していったいいんですよね？どんなふうに展開をされるんですか。

萩原主幹)

教材は、教材を教えるのではなくて、教材で子どもたちにどういうふうに考えていくものであり、授業の組立は教員に任されている部分だと思いますし、そのあたりについては今までの道徳と変わっていかねばいけいものになります。しっかり子どもたちが議論したり、自分の考えを本音のところを出し合いながら授業を進めていくことも大事なので、いわゆる国語的に文章を読み解くというのではなくて、教材を使って道徳的価値を考える授業にしていかなければなりません。その点についてはいろいろと研究を進めていったり、授業公開をしながら切磋琢磨していくということがありますけれども、基本的にはこの教科書だからこういうふうに教えなければいけないというものではないです。逆に言えば、教員の力が試されるということでもありますので、現場では気を引き締めてやっていかなければならないと思います。町の中ではそういう研究会は行っておりますので、ぜひ授業公開があると思いますので観ていただければと思います。よろしくお願いいたします。

河本委員)

なかなか本音というのは出にくくて、どうしもお手本の答えを探って言ってしまう部分があるので、ぜひお願いします。

萩原主幹)

道徳はなかなか難しいところがあって、そうは言っても人が見ていたり、先生の答え探しのようなどころもありますが、価値をきちんと学ぶということが大事なので、理想とする価値は教えていかななくてはなりません。今回の道徳がめざしているのは、そういうところの「人としてやはり大事よね、なかなかでも人間ってそういう弱い部分もあるからそうならないこともあるよね」ということも共感しながら、できればそこを目指したいよねというふうな心情を育てていくということも大事にしようとなっていますので、本音でそこが言えなかったとしてもですね、大事な価値を学びつつめざすところを作っていくという道徳にしていく必要があるかと思っています。ご家庭でも地域でもお願いしたいところです。

河野委員)

今、いろんな意見を聞いて私も納得です。みなさんそうだと思うんで、これでお願ひしたいと思ひます。

教育長)

今、いろいろと出していただいた意見等の中でもですね、山県地区がまとめた採択理由の中にほとんど網羅されているというふうにおもっております。それではお諮りしたいと思ひます。

議案第 18 号 平成 31 年度使用中学校教科用図書採択につきましても、山県教科用図書採択地区協議会の審議結果に基づきまして、本教育委員会でも「東京書籍」を採択するというこゝとで、原案どおりということでお賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成ということでお「東京書籍」を採択することおいたします。

次に、議案第 19 号「著作教科書及び学校教育法附則第 9 条規定による教科用図書の採択について」、これは特別支援学級を有する各学校から出されたものを一覧表として載っております。これについても、それぞれの学校の校長から提出されたものですが、これについて何かご質問等ございますか。著作教科書や下学年はどうですか。

児玉課長補佐)

著作教科書は星本と言われているものと、9 条の一般図書を載せています。児童生徒の実態によっては、下学年のものを使用することもあります。

教育長)

該当学年の教科書はもらわずに、実態に合わない場合は、これに替えるんですよ。

児玉課長補佐)

はい。

教育長)

特に意見はないと思われまますので、お諮りしたいと思ひます。

議案第 19 号 著作教科書及び学校教育法附則第 9 条規定による教科用図書の採択につきましても、提出されました別案の一覧のとおり採択することに賛成の方は挙手をお願ひします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成ということお、この議案第 19 号につきましても、可決いたしました。

教育長)

ありがとうございます。本日の審議はこれですべて終了しました。

その他、よろしいでしょうか。

それでは次回の日程について、事務局からお願ひします。

萩原主幹)

次回は9月27日9時30分開会で予定させていただきます。

教育長)

大変長時間にわたり熱心にご議論いただきありがとうございました。以上で第9回安芸太田町教育委員会会議を終了いたします。ありがとうございました。

(午前11時45分 閉会)